

# 南部町地域福祉委員設置要綱

## 1 地域福祉委員設置の趣旨

本町の高齢化率は、今後 20 年程度継続して上昇することが見込まれており、行政等の福祉施策だけでは、高齢者対象の福祉需要に十分に答えることがますます困難となることが予想される。

また、身体、精神、知的障がいのある人の社会復帰、参画などの地域生活支援も強く求められているところである。併せて近年、児童が事件の被害者になるケースが多発しており、児童福祉についても更なる充実が望まれている。

これらの社会的ニーズについては、行政、社会福祉協議会等が主体となって課題を解決することと合わせ、地域住民自身が解決に向けて協力していくことが大事である。そこで各地区で、各区の代表や民生児童委員、あいのお銀行協力会員などと協力して、集落単位でさらに身近な福祉課題を調査、発見、社会福祉協議会へ連絡するなどの役割を担っていただく委員として地域福祉委員を設置する。

## 2 地域福祉委員の役割

- ① 地域における福祉に関する問題や要望の把握に努めるとともに、福祉に関する問題や要望を把握したときは、民生児童委員または社会福祉協議会に連絡する。
- ② 社協や民生児童委員、あいのお銀行協力会員、区長をはじめとする近隣住民や地域振興協議会等住民組織と協力し、住民同士の助け合い活動を促進し、地域の福祉活動の担い手となる。
- ③ 地域内における福祉活動への協力者、ボランティアの養成に努める。
- ④ 福祉制度や施策の内容などについての情報を地域住民に周知するよう努める。
- ⑤ 地域福祉委員として知り得た情報については秘密を厳守する。

## 3 委嘱、推薦の方法

- ① 委員は各区から 1 名を推薦するものとする。ただし、世帯数の多い区（おおむね 30 世帯以上）においては、社協と協議し複数名とすることができる。
- ② 委員は区長の推薦のもとに、社会福祉協議会会長が委嘱する。
- ③ 区長は社会福祉に深い関心と理解を有する区民から担当民生委員、区の役員等と協議して推薦することが望ましい。

## 4 任期

原則として 2 年とする。但し再任は妨げない。中途において欠員を生じた時はその都度補選する。

## 5 会合等

- ① 社会福祉協議会会長は、地域福祉委員に対して、南部町社会福祉協議会の事業説明等を行い、福祉活動について理解と協力を得る。
- ② 委員には活動費として、集落の世帯数に応じた金額の費用弁償を支給する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 2 月 4 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 18 年 1 月 27 日から適用する。
- 3 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。